

一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会設置要綱

令和6年6月28日

一関地区広域行政組合告示第86号

(設置)

第1 一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等（以下「施設等」という。）の整備及び運営に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選定するため、一関地区広域行政組合エネルギー回収型一般廃棄物処理施設等整備・運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設等の事業者の選定に関すること。
- (2) その他施設等の事業者の選定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、又は任命する。

- (1) 有識者
- (2) 一関市及び平泉町の環境衛生担当部長又は課長
- (3) 一関市及び平泉町の財政担当部長又は課長
- (4) 一関地区広域行政組合の事務局長
- (5) その他管理者が必要と認める者

(任期)

第4 委員の任期は、第2第1号の規定による選定が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 委員会の会議（以下「会議」という。）は、管理者が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、議長を除く出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(守秘義務)

第7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8 委員会の庶務は、総務管理課において行う。

(補則)

第9 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

制定文 (抄)

令和6年7月1日から施行する。